

市県民税の申告相談は2月4日から



平成元年度の市県民税申告相談が、2月4日から始まります。個人の市県民税は、市が税額を計算し、それを皆さんに通知して納めていただく仕組みになっています。市が適正な課税を行うためには、皆さんから市県民税の申告書を提出していただき、それに基づいて計算しなければなりませんので、ご理解とご協力をよろしく願います。

申告しなければならぬ方

- ◆六十四年一月一日現在、大館市に住んでおり、六十三年中(一十二月)に所得があった方。
- ◆給与所得者で、給与のほかに地代、家賃、農業などの所得がある方。
- ◆大館市に住んでいないが、六十四年一月一日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷がある方。

申告の必要がない方

- ◆所得税の確定申告書を税務署へ提出する方。(所得税の対象者及び所得税の還付を受ける方は税務署へ申告することになっています)
 - ◆給与所得者で、給与支払報告書が勤め先(事業所)から市役所へ提出されている方。
- ただし、本人または家族の医療費控除や雑損控除(前年中に災害等を受けたことによる控除)を受けようとする方は、そのための申告が必要です。

農業所得がある皆さんへ

農業所得も他の所得と同様、個々の納税義務者ごとに収支計算をして算定するのが原則です。

市では、農業所得の収支を明確に記帳していない方のために、今年も「農業所得標準」を作成し、申告相談にに応じています。農業所得標準によって申告する方は、次の点にご注意ください。

- ▽臨時雇人費の控除を受ける方は、雇人控帳、作業内容、支払金額等を説明できる資料を持参願います。資料を持参しない場合は控除できません。
- ▽標準外経費として別途控除の対象となる動力耕うん機、田植機、トラクター、コンバイン等の大型農機具や農業用の自動車等を所有している方は、取得年月、取得価格、年式車名、自動車税額などを証明できるものを持参願います。
- ▽申告書に同封されている「農業所得のある方へ」を記入のうえ申告日に持参願います。
- ▽農業所得がある方で、税務署から確定申告書を送付された方については、二月四日から市役所第二会議室において市と税務署が共同で申告相談を行います。指定された日(六ページ参照)に必ずおいってください。なお、白色申告者で農協や市場等に農産物を出荷した方は、販売代金の精算書など、収入金額がわかる書類を持参ください。書類を紛失した方は、確定申告書に同封

の農産物出荷証明書に農協や市場等から証明を受けてから持参ください。

営業所得がある皆さんへ

営業所得があると思われる方には収支計算用紙を申告書に同封しますので、自分で所得金額を計算して申告書に添付してください。(六十三年中に新たに事業を開始した方で、収支計算用紙が同封されなかった場合は税務課へ連絡してください)

譲渡所得がある皆さんへ

譲渡所得がある方で、税務署へ申告する方は、市県民税の申告の必要はありませんが、農業所得について前もって相談を受ける場合は、税務署へ申告する前にご相談ください。
※譲渡所得の申告相談は、税務署で指定された日に行ってください。

申告するとき持参するもの

- ▽申告書と印鑑(申告書には住所、氏名を記入してください)。
- ▽六十三年中に支払った医療費、生命保険料、国保税または社会保険料の支払いを証明するもの。
- ▽六十三年中に災害、盗難、横

領などで損害を受けた方は、それを証明できるもの。
▽給与所得者で給与以外の所得がある方は、源泉徴収票。
▽営業業者は、申告書に同封された決算書(記入のうえ)、帳簿など関係書類。
▽大型農機具を購入した方は、それを証明できる書類と領収書。

所得税の確定申告は

2月16日～3月15日

税務署から所得税の確定申告書が郵送された方(農業所得のある方を除く)は、税務署へ申告してください。税務署へ申告した場合は、市県民税の申告は必要ありません。

正しい申告を期限内に

申告しなければならぬ方が申告をしなかった場合は、一部の控除ができなくなるほか、各種証明書(所得証明書や扶養証明書など)の発行を受けられなくなります。また、年金等の支払いにも支障をきたすなどいろいろな面で不利になりますので、正しい申告を期限内に必ずするようにしてください。

◆申告相談の問い合わせ

税務課市民税係
☎49-3111
(内線232、233)